



管理コード	要望事項(事項名)	該当法令等	制度の現状	求める措置の具体的内容	具体的事業の実施内容・提案理由	措置の分類	措置の内容	各府省庁からの検討要請に対する回答	再検討要請	提案主体からの意見	「措置の分類」の見直し	「措置の内容」の見直し	各府省庁からの再検討要請に対する回答	再々検討要請	提案主体からの再意見	プロジェクト名	提案事項管理番号	提案主体名	都道府県	制度の所管・関係府省庁
100070	国の転用許可権限の廃止 の委譲及び農地転用許可に係る大臣の事前協議の廃止	農地法第4条、第5条、及び附則第2項	農地を農地以外のものにする場合又は農地を農地以外のものにするために所有権等の権利設定・移転を行う場合には、都道府県知事の許可(4ha超の場合には農林水産大臣の許可)が必要。 また、都道府県知事が2ha超4ha以下の農地転用を許可しようとする場合には、あらかじめ農林水産大臣に協議が必要。	農地転用について、申請者の負担軽減や事務手続きの簡素化を図るため、地域の農林水産業の活性化につながると思われた大規模転用の場合は、転用許可権限を県に委譲し、農地転用の知事許可に係る大臣の事前協議を廃止すること。	(提案理由) ・農地転用の許可事務は、全国統一的な許可基準によって法令化され、運用されている。都道府県が行う転用許可事務は、農業委員会の意見書送達や農業会議への諮問手続によって、客観的かつ総合的な判断が担保されているにもかかわらず、転用面積の大小によって許可権者が変わることや法定協議の要否を区分することは合理性がない。	C	—	農地は、食料生産にとって最も基礎的な資源であることから、優良農地について、良好な状態を維持・保全し、有効利用を図ることが重要。また、農地の確保と有効利用は、国土の保全等農業生産活動により生じる多面的機能の適切な発揮を図る上でも必要。 農地転用許可基準は、法令に明確に規定した上で、処理基準等において運用の詳細を定めているが、多様な事業ごとの個別具体的な適用は、優良農地を確保する観点から、都道府県と一定の範囲を置いて許可権者が審議の上判断することが必要である。特に、集団的な農地や農業公共投資が行われた農地などの優良農地が含まれることが見込まれる規模の大きな農地の転用については、食料の安定的な供給や多面的機能の発揮を図るという全面的な見地から、国の関与(2haを超え4ha以下の農地の転用については国の協議、4haを超える農地の転用については国の許可)が必要。	右提案者からの意見及び参考資料を踏まえ、再度検討し回答されたい。	C	—	優良農地の確保は国の責務であり、特に、集団的な農地や農業公共投資が行われた農地などの優良農地が含まれることが見込まれる規模の大きな農地の転用については、全面的な見地からの国の関与(2haから4haは国への協議、4ha超は国の許可)が必要。	右提案者からの意見及び参考資料を踏まえ、再度検討し回答されたい。	・都道府県が行う転用許可は、農業委員会の意見書送達や農業会議の諮問によって、客観性が担保されているので、都道府県においても適正な判断が可能である。 ・転用面積2haを超え4ha以下の場合、県は許可するに当たって、国の事前協議を行ったうえで、農業会議に諮問することになるが、一つの許可に農業委員会、県(地方機関含む)と関与する機関が多く、手続きが煩雑であり、県民の理解を得ることが難しい。 ・農地転用について、地域の農林水産業の活性化につながると思われた大規模転用の場合は、申請者の負担軽減や事務手続きの簡素化を図るため、転用許可権限を県に委譲し、農地転用の知事許可に係る大臣の事前協議を廃止していただきたい。	1 0 1 8 0 8 0	兵庫県	兵庫県	農林水産省		
100080	遊休農地に係る農地転用、農振除外要件の緩和	農地法第4条及び第5条 農業振興地域の整備に関する法律第13条	農用地区域内農地及び第1種農地については、原則転用不許可。	現行の農地転用基準では、農用地区域・第1種農地は原則不許可であるが、農地転用が下り整備に至らなかった。 現行の農地転用基準では、農用地区域・第1種農地は原則不許可であるが、以上のような地域については、実態に応じて農地転用可能とし、不付付地相当分は企業団地として整備(7ha)することにより地域の活性化と農用の創出を図る。また、耕作放棄地として整備(7ha)することにより農業利用と一体的な整備を図り、あわせて地域農業の継続性も確保しながら、有効な土地の利活用を図る。 代替措置: 開発に供する農地相当分は、現在進めている農業振興整備計画の見直しにおいて確保に努める。	提案理由: 東日本震災以降、リスク分散として本市に立地を考えている企業や、業務拡大や新分野への進出などにより、企業団地に入居を希望する企業が増加している。しかし、本市の企業団地の未分譲地は狭く、短期間ですべて入居済みとなることが予想されることから、新企業団地を整備し、経済の活性化を図ることや雇用の創出などが急務となっている。 一方、市域の中には、農用地区域・第1種農地ではあるが、水利の不備な土地柄のため農地整備されておらず、狭小・不整形のため保全管理水田(不付付地)で耕作放棄地化する懸念があり、所有者の高齢化・後継者不足等により管理もままならない地域については、優れた交通アクセス網や近隣産業集積地との連携を活かした企業団地とするなど、地域経済の活性化を図るため、実態に応じて農地転用、農振除外を可能とし、地用途として利活用できるようにする。	C	—	農地は、食料生産にとって最も基礎的な資源であることから、優良農地について、良好な状態を維持・保全し、有効利用を図ることが重要。また、農地の確保と有効利用は、国土の保全等農業生産活動により生じる多面的機能の適切な発揮を図る上でも必要。 地方、国内における様々な経済・社会活動に伴って一定の農地転用の需要が生じることも避けられないこと。 このため、農業的土地利用と非農業的土地利用との調整を図り、優良農地を確保する観点から、農地転用を農業上の利用に支障が少ない農地(第2種農地、第3種農地)に誘導することとしており、農用地区域内農地及び第1種農地については転用を可能とするような許可基準の緩和等は困難。 なお、地域経済の活性化を図るための取組については、まちづくりの一環で、地域全体として農業上の土地利用とその他の土地利用との調整を適正に図りつつ対応することが適当。	右提案者からの意見及び参考資料を踏まえ、再度検討し回答されたい。	C	—	農地転用の需要に対しては、農業的土地利用と非農業的土地利用との調整を図り、優良農地を確保する観点から、農地転用を農業上の利用に支障が少ない農地に誘導することとしており、農用地区域内農地及び第1種農地について転用を可能とするような許可基準の緩和等は困難。 なお、地域経済の活性化を図るための取組については、まちづくりの一環で、地域全体として農業上の土地利用とその他の土地利用との調整を適正に図りつつ対応することが適当。	1 0 2 0 0 1 0	富山市	富山県	農林水産省				